基 環 第 7 8 0 号 平成26年1月 10 日

提案者様

基山町長 小 森 純 一

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

12月13日に提案を受けた件については現地確認し、現在設置されている商工会広告灯が撤去された場合、暗くなるのは明らかです。町の主要幹線でもあり、集落への入り口で多数の人が通行すると認められますので、今回は提案どおり設置させていただきます。

2. 取扱いの理由

地域内で必要な防犯灯は、地域で設置していただいておりますが、今回は提案理由のとおり、 県道沿いで不特定多数の人が通行されています。また、現在の商工会広告灯が撤去されると防 犯上不適当と認められましたので、町で来年度中に設置することとしました。